守秘義務遵守誓約書

2019年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

新国立競技場設置本部

企画・管理部　企画・事業運営課　御中

住所

法人名等

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　印

当社は、今般、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」といいます。）から2019年4月23日付で案内がありました「「国立競技場特定運営事業等の実施に係るマーケットサウンディング」実施要領」（以下「本実施要領」といいます。）に係る「実施方針（素案）等への質問書」及び「マーケットサウンディング質問回答書」を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本実施要領に係る関心表明書及び本誓約書を提出した者にのみ提供される貸与資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の貸与を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２　当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者をして、本書記載の遵守事項と同等以上の守秘義務の履行をJSCに対して書面をもって誓約させた場合には、当社は、当該誓約を行った者に対し、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の規定により誓約を行い、守秘義務対象資料の全部又は一部の開示を受けた者をして、当該誓約事項を遵守させるものとし、その者が当該誓約事項に違反した場合には、当社が本誓約書に違反したものとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、JSCから貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。但し、法律、命令又は条例等（以下「法令等」という。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、JSCから貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、JSC又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、JSC又は当該情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

JSCから貸与を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等によりJSC及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等によりJSC及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、当社が第7条第1項に従って守秘義務対象資料を破棄した場合であっても、また、当社が国立競技場の運営等に係る民間事業化に関する入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それによりJSC又は第三者（JSCに対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますが、これに限りません。）に生じた損害を直接賠償することを約束します。

第７条（書類の破棄等）

１　当社は、JSCから受領した守秘義務対象資料を、本実施要領に記載された破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等によりJSCが破棄を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄することを約束します。

２　当社は、JSCから受領した守秘義務対象資料について、複写、秘密情報の書面化及び磁気ディスク及び録音テープその他の媒体への情報の入力並びに当該媒体の複製を行った場合は、本実施要領に記載された破棄義務の遵守に関する報告書の提出期限までに（又は本誓約書の違反等によりJSCが破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、当該複写物等を破棄又は消去することを約束します。但し、法令等又は当社の社内規程により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定若しくは命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料及び情報等の保存が必要とされる限度において、当該資料及び情報等をJSCに返還又は破棄等することなく、当社において適切に保存すること、並びに、当該資料及び情報等の保存が必要でなくなった場合には、速やかに当該資料及び情報等を破棄又は消去することを約束します。

以　上